



宮 崎 県 公 報

平成20年3月31日 (月曜日) 号外 第13号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十六号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成十年宮崎県規則第十五号) の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則 (第一条―第四条)

第二章 本庁

第一節 内部組織 (第五条―第六条)

第二節 分掌事務

第一款 県民政策部各課の分掌事務 (第七条―第九条の六)

第二款 総務部各課の分掌事務 (第十条―第十五条の五)

第三款 削除

第四款 福祉保健部各課の分掌事務 (第二十四条―第三十一条)

第五款 環境森林部各課の分掌事務 (第三十二条―第三十八条)

第六款 商工観光労働部各課等の分掌事務 (第三十九条―第四十四条の三)

第七款 農政水産部各課の分掌事務 (第四十五条―第六十一条)

第八款 県土整備部各課等の分掌事務 (第六十二条―第七十二条の二)

第八款の二 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管組織の分掌事務 (第七十二条の三)

第九款 会計管理局の分掌事務 (第七十三条・第七十四条)

第三章 出先機関

第一節 東京事務所 (第七十五条―第七十七条)

第二節 大阪事務所 (第七十八条―第八十条)

第三節 福岡事務所 (第八十一条―第八十三条)

第四節 消費生活センター (第八十四条―第八十七条)

第五節 県税・総務事務所 (第八十八条―第九十一条)

第六節 自治学院 (第九十二条―第九十四条)

第七節 西臼杵支庁 (第九十五条―第九十八条)

第七節の二 消防学校 (第九十九条―第一百零二条)

第八節 福祉子どもセンター (第一百零一条―第一百零四条の二)

第九節 福祉事務所 (第一百五一条―第一百零八条)

第十節 削除

第十一節 削除

第十二節 保健所 (第一百五十二条―第一百五十六条)

第十三節 衛生環境研究所 (第一百七一条―第二百一一条)

第十四節 看護大学 (第二百二十二条―第二百二十五条)

第十五節 削除

第十六節 削除

第十七節 削除

第十八節 削除

第十九節 削除

第二十節 身体障害者相談センター (第二百二十八条―第二百四十一条)

第二十一節 削除

第二十二節 削除

第二十三節 子ども療育センター (肢体不自由児施設) (第四百四十八条―第四百五十一条)

第二十三節の二 精神保健福祉センター (第四百五十一条の二―第四百五十一条の四)

第二十四節 食肉衛生検査所 (第四百五十二条―第四百五十四条)

第二十四節の二 女性相談所 (第四百五十五条―第四百五十七条)

第二十四節の三 きりしま寮 (女性保護施設) (第四百五十八条―第四百六十条)

第二十五節 児童相談所 (第四百六十一条―第四百六十三条の二)

第二十六節 みやざき学園 (児童自立支援施設) (第四百六十三条の三―第四百六十三条の五)

第二十七節 県立産院 (助産施設) (第四百六十三条の六―第四百六十三条の八)

第二十七節の二 林業技術センター (第四百六十四条―第四百六十四條の五)

第二十七節の三 木材利用技術センター (第四百六十四条の六―第四百六十四条の十)

第二十八節 計量検定所 (第四百六十五条―第四百六十七条)

第二十九節 削除

第三十節 削除

第三十一節 削除

第三十二節 工業技術センター (第四百七十八条―第四百八十一条)

第三十三節 食品開発センター (第四百八十二条―第四百八十五条)

第三十四節 産業技術専門学校 (第百八十六条―第百八十七条の二)

第三十五節 農林振興局 (第百八十八条―第百九十二条)

第三十六節 総合農業試験場 (第百九十四条―第百九十八条)

第三十七節 農業大学校 (第百九十九条―第二百二条の二)

第三十八節 病害虫防除・肥料検査センター (第二百三条・第二百四条)

第三十九節 削除

第四十節 削除

第四十一節 家畜保健衛生所 (第二百十二条―第二百十五条)

第四十二節 畜産試験場 (第二百十六条―第二百二十条)

第四十三節 削除

第四十四節 高等水産研修所 (第二百二十四条―第二百二十五条)

第四十五節 削除

第四十六節 水産試験場 (第二百二十八条―第二百三十一条)

第四十七節 削除

第四十八節 土木事務所 (第二百三十六条―第二百四十条)

第四十九節 建設技術センター (第二百四十一条―第二百四十三条)

第五十節 削除

第五十一節 港湾事務所 (第二百四十七条―第二百五十一条)

第五十二節 都市公園総合事務所 (第二百五十二条―第二百五十五条)

第五十三節 東九州自動車道用地事務所 (第二百五十五条の二―第二百五十五条の六)

第四章 削除

第五章 附属機関 (第二百六十二条)

第六章 職制

第一節 本庁 (第二百六十二条―第二百七十条)

第二節 出先機関 (第二百七十一条―第二百七十八条)

第七章 職員の駐在 (第二百七十九条)

附則

第二条第三号中「宮崎県部等設置条例」を「宮崎県部設置条例」に、「部等及び」を「部及び」に改め、同条第三号中「並びに法第二百四十四条に規定する公の施設」を削る。

第五条を次のように改める。

(局及び課の設置)

第五条 次の表の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の下欄に掲げる課を置く。

部	局	課
県民政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 生活・協働・男女参画課 文化・文教・国際課 人権同和对策課 情報政策課
総務部		総務課 人事課 行政経営課 財政課 税務課 市町村課 総務事務センター
	危機管理局	危機管理課 消防保安課
福祉保健部		福祉保健課 医療業務課 国保・療護課 長寿介護課 障害福祉課 衛生管理課 健康増進課

	子ども政策局	子ども政策課 子ども家庭課
環境森林部		環境森林課 環境管理課 環境対策推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課
商工観光労働部		商工政策課 工業支援課 商業支援課 経営金融課 労働政策課
	企業立地推進局	
	観光交流推進局	観光推進課 みやざきアピール
農政水産部		農政企画課 地域農業推進課 営農支援課 農産園芸課 畜産課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁港漁場整備課
国土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 公園下水道課 建築住宅課 営繕課
	高速道対策局	
環境森林部、農政水産部及び国土整備部共管		工事検査課

第五条の次に次の一条を加える。

(課内室の設置)

第五条の二 次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる課内室を置く。

課	課内室
総合政策課	中山間・地域対策室
市町村課	市町村合併支援室

第二章第二節第一款から第四款までを次のように改める。

第一款 県民政策部各課の分掌事務

(総合政策課)

第七条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県の総合的政策の企画及び調整に関すること。
- 二 知事の特命による施策の企画及び調査に関すること。
- 三 総合計画に関すること。
- 四 政策評価システムに関すること。
- 五 庁議、部長連絡会議及び地方連絡協議会に関すること。
- 六 知事会、九州地方行政連絡会議及び九州地方開発推進協議会に関すること。
- 七 開発事業特別資金に関すること。
- 八 エネルギーに関すること。
- 九 部内各課の連絡調整に関すること。
- 十 総合的な地域づくりの推進に関すること。
- 十一 土地対策の企画及び総合調整に関すること。
- 十二 国土利用計画法 (昭和四十九年法律第九十二号) の施行事務に関すること。
- 十三 中山間地域振興対策の総合調整に関すること。
- 十四 国土保全推奨制度の推進に関すること。

- 十五 水資源対策に関すること。
 - 十六 総合計画審議会、開発事業特別資金審議会、国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。
 - 十七 東京事務所、大阪事務所及び福岡事務所に関すること(宮崎県東京ビルに関する事務を除く。)
 - 十八 部内各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センターの主管に属するものを除く。)
 - 十九 部内の事務で他課の主管に属さないこと。
- 2 中山間・地域対策室においては、前項第十号から第十五号までに掲げる事務及び第十六号に掲げる事務のうち国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事務を分享する。

(秘書広報課)

第八条 秘書広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 行幸、行啓その他皇室に関すること。
- 二 儀式に関すること。
- 三 叙位及び叙勲に関すること(国保・援護課の主管に属するものを除く。)
- 四 褒章条例(明治十四年太政官布告第六十三号)に基づき褒章に関すること。
- 五 知事表彰に関すること(他課の主管事業に係るものを除く。)
- 六 知事及び副知事の秘書に関すること。
- 七 広報活動に関すること。
- 八 広聴に関すること。
- 九 県政相談に関すること。

(統計調査課)

第九条 統計調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 統計の企画及び分析に関すること。
- 二 県統計に関すること。
- 三 委託統計に関すること。
- 四 他課の統計の調整に関すること。
- 五 統計審議会に関すること。

(総合交通課)

第九条の一 総合交通課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 総合交通対策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 基幹輸送体系の整備促進に関すること。

(生活・協働・男女参画課)

第九条の二 生活・協働・男女参画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 消費者行政及び物価対策の総合調整に関すること。
- 二 交通安全対策の総合調整に関すること。
- 三 交通事故相談に関すること。
- 四 安全で安心なまちづくりに関すること。
- 五 ボランティア活動等に関する施策の総合調整に関すること。
- 六 特定非営利活動法人に関すること。
- 七 男女共同参画に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 八 他課の主管に属さない男女共同参画に関すること。
- 九 交通安全対策会議、消費生活対策審議会、消費者苦情処理委員会及び男女共同参画審議会に関すること。
- 十 消費生活センター及び男女共同参画センターに関すること。

(文化文教・国際課)

第九条の四 文化文教・国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文化行政の企画及び総合調整に関すること。
- 二 文化の振興に関すること。

- 三 文化団体の育成及び指導に関すること。
- 四 学校法人に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- 五 私立学校(幼稚園を除く。)、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- 六 宗教法人に関すること。
- 七 国際化の推進に関する施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- 八 国際交流及び国際協力に係る企画及び総合調整に関すること。
- 九 海外渡航事務に関すること。
- 十 他課の主管に属さない国際化、国際交流及び国際協力に関すること。
- 十一 私立学校審議会に関すること。
- 十二 県立芸術劇場に関すること。

(人権同和対策課)

第九条の五 人権同和対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 人権に関する施策の総合調整に関すること。
- 二 同和対策行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- 三 人権同和問題の県民啓発に関すること。
- 四 地方改善事業に関すること。
- 五 同和対策に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 六 人権啓発センターに関すること。
- 七 他課の主管に属さない同和対策に関すること。

(情報政策課)

第九条の六 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 高度情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 地域情報化対策の企画及び総合調整に関すること。
- 三 情報通信格差の是正及び地域情報通信基盤の整備に関すること。
- 四 宮崎情報ハイウェイ二十一の運営及び管理に関すること。
- 五 電子県庁の企画及び総合調整に関すること。
- 六 行政情報化対策の企画及び総合調整に関すること。
- 七 総合的行政情報システムの整備及び管理に関すること。
- 八 総合的システム基盤の整備及び管理に関すること。

第二款 総務部各課の分掌事務

(総務課)

第十条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文書の收受、浄書、發送及び保存に関すること。
- 二 公印に関すること。
- 三 情報公開に係る企画及び総合調整に関すること。
- 四 個人情報保護に係る企画及び総合調整に関すること。
- 五 庁舎等の管理に関すること(宮繕に関するものを除く。)
- 六 職員宿舍の管理に関すること(宮繕に関するものを除く。)
- 七 基金の総括に関すること。
- 八 県有財産の火災保険に関すること。
- 九 行政財産(公の施設を除く。)の管理の総合調整に関すること。
- 十 普通財産の取得及び処分並びに普通財産の管理の総合調整に関すること。
- 十一 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- 十二 宮崎県東京ビルに関すること(宮繕に関するものを除く。)
- 十三 部内各課の連絡調整に関すること。
- 十四 公文書開示審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

- 十五 県税・総務事務所に關すること。
- 十六 部内各課の総務事務の処理に關すること(総務事務センターの主管に屬するものを除く。)
- 十七 他の部及び部内の事務で他課の主管に屬さないこと。

(人事課)

第十二条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 職員の進退、賞罰、身分及び服務に關すること。
- 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關すること。
- 三 職員の研修計画及び調査研究に關すること。
- 四 地方公務員の災害補償に關すること。
- 五 特別職報酬等審議会、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に關すること。
- 六 自治学院に關すること。
- 七 行政経営課の予算に關すること。

(行政経営課)

第十三条 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 行政事務の管理改善に關すること。
- 二 行政組織に關すること。
- 三 各部及び各課等の分掌事務の決定に關すること。
- 四 職員の定数に關すること。
- 五 県公報の発行に關すること。
- 六 条例、規則、告示等の審査及び法令の解釈に關すること。
- 七 審査請求その他の不服申立て及び訴訟の総合調整に關すること。
- 八 知事の所管に屬する公益法人の総合調整に關すること。
- 九 公の施設に關すること。
- 十 公益認定等審議会に關すること。

第十四条 削除

(財政課)

第十五条 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県議会に關すること。
- 二 県の予算その他の県財政に關すること。
- 三 県の税外収入に關すること(他課及びかいの主管に屬するものを除く。)
- 四 県の会計監督に關すること(会計課の主管に屬するものを除く。)
- 五 指定金融機関等の契約に關すること。

(税務課)

第十六条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県税に係る総合企画及び指導に關すること。
- 二 滞納に係る税外収入の収入企画に關すること。
- 三 県税に係る電算事務その他県税事務の効率化に關すること。
- 四 固定資産税に係る大規模償却資産の指定及び価格等の決定に關すること。
- 五 県税の課税地の指定及び分割法人に係る申告納付事務所の指定に關すること。
- 六 県税の過料の賦課に關すること。
- 七 県税に係る犯則の取締りに關すること。
- 八 県税に係る徴収金に關する処分及び県税外収入金の滞納処分に關する不服申立てに關すること。
- 九 県税に係る統計及び広報に關すること。
- 十 納税貯蓄組合に關すること。
- 十一 税理士に關すること。

(市町村課)

第十七条の二 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村その他公共団体の行財政の運営に關すること。
- 二 市町村の起債及び交付税に關すること。
- 三 行政書士に關すること。
- 四 選挙管理委員会に關すること。
- 五 市町村合併支援に關すること。
- 六 固定資産評価審議会及び市町村合併推進審議会に關すること。
- 七 西臼杵支庁に關すること。

第十八条の二 市町村合併支援室においては、前項第五号に掲げる事務及び第六号に掲げる事務のうち市町村合併推進審議会に關する事務を分掌する。

(総務事務センター)

第十九条の三 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 本庁各課等の総務事務の総合調整及び処理に關すること。
- 二 総務事務の効率化に關すること。
- 三 職員の福利厚生に關すること。
- 四 職員の安全衛生管理に關すること。
- 五 職員の健康管理に關すること。
- 六 職員の児童手当に關すること。
- 七 恩給に關すること。
- 八 地方職員共済組合及び職員互助会に關すること。
- 九 職員健康アラザに關すること。
- 十 物品の取得及び処分並びに物品管理の総合調整に關すること(知事が別に指定したものを除く。)
- 十一 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に關すること。
- 十二 物品の記録管理に關すること。
- 十三 集中管理する車両の管理に關すること。
- 十四 県有自動車等の管理指導に關すること。

(危機管理課)

第二十条の四 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 危機管理の総合調整に關すること。
- 二 防災行政の企画及び総合調整に關すること。
- 三 災害対策に關すること。
- 四 市町村の防災の指導に關すること。
- 五 国民保護に關すること。
- 六 防災会議及び国民保護協議会に關すること。
- 七 自衛官の募集に關すること。
- 八 消防保安課の予算に關すること。

(消防保安課)

第二十一条の五 消防保安課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 消防行政の企画及び総合調整に關すること。
- 二 市町村の消防の指導に關すること。
- 三 危険物に關すること。
- 四 防災行政無線の運営及び管理に關すること。
- 五 防災情報システムの運営及び管理に關すること。
- 六 火薬類、銃銃等に關すること。
- 七 高圧ガス及び液化石油ガスに關すること。
- 八 電気工事士及び電気工業に關すること。
- 九 防災救急ヘリコプターの運営に關すること。
- 十 消防学校に關すること。

第三款 削除

第二十六条から第二十三条まで 削除

第四款 福祉保健部各課の分掌事務

(福祉保健課)

- 第二十四条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 福祉保健行政の総合企画及び総合調整に関すること。
 - 二 社会福祉法人及び社会福祉団体に係ること(国保・援護課、長寿介護課、障害福祉課、こども政策課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。)
 - 三 社会福祉事業従事者の確保に関すること。
 - 四 民生委員に関すること。
 - 五 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査及びその総合調整に関すること。
 - 六 災害援助に関すること。
 - 七 部内各課の連絡調整に関すること。
 - 八 社会福祉審議会及び保健所運営協議会に関すること。
 - 九 福祉こどもセンター、福祉事務所、保健所、衛生環境研究所、看護大学及び福祉総合センターに関すること。
 - 十 部内各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センターの主管に属するものを除く。)
 - 十一 部内の事務で他課の主管に属さないこと。

(医療業務課)

- 第二十五条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 地域保健医療計画に関すること。
 - 二 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。
 - 三 医療機関に関すること。
 - 四 救急医療及びへき地医療に関すること。
 - 五 看護師及び准看護師の養成所に関すること。
 - 六 死体解剖保存に関すること。
 - 七 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造及び販売その他の業務に関すること。
 - 八 医薬分業に関すること。
 - 九 血液対策に関すること。
 - 十 毒物劇物に関すること。
 - 十一 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関すること。
 - 十二 医療審議会、准看護師試験委員、麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関すること。

(国保・援護課)

- 第二十六条 国保・援護課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 生活保護に関すること。
 - 二 旧軍人軍属に関すること。
 - 三 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
 - 四 国民健康保険に関すること。
 - 五 老人医療に関すること。
 - 六 後期高齢者医療制度に関すること。
 - 七 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に関すること。
 - 八 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

(長寿介護課)

- 第二十七条 長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 長寿社会に対応する施策の企画及び総合調整に関すること。
 - 二 高齢者の福祉に関すること。

- 三 高齢者福祉を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設に関すること。
- 四 老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)の施行事務に関すること。
- 五 介護保険に関すること。
- 六 介護保険サービス事業者及び介護保険施設に関すること。
- 七 介護支援専門員に関すること。
- 八 県介護保険財政安定化基金に関すること。
- 九 介護保険審査会に関すること。

(障害福祉課)

- 第二十八条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 障害者の自立支援に関すること。
 - 二 障害者の就労支援に関すること。
 - 三 身体障害者の福祉に関すること。
 - 四 知的障害者の福祉に関すること。
 - 五 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
 - 六 福祉のまちづくりの推進に関すること。
 - 七 特別児童扶養手当に関すること。
 - 八 心身障害者扶養共済制度に関すること。
 - 九 障害児(者)の福祉を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設に関すること。
 - 十 障害者施策推進協議会、障害者介護給付費等不服審査会及び精神医療審査会に関すること。
 - 十一 自殺対策に関すること。
 - 十二 身体障害者相談センター、こども療育センター、精神保健福祉センター、視覚障害者センター及び聴覚障害者センターに関すること。

(衛生管理課)

- 第二十九条 衛生管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 水道、飲料井戸等の衛生対策に関すること。
 - 二 飲食店、旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること。
 - 三 墓地、火葬場及び化製場等に関すること。
 - 四 ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること。
 - 五 食品及び乳肉衛生に関すること。
 - 六 と畜場及びと畜の衛生保持に関すること。
 - 七 食鳥処理場及び食鳥肉等の衛生保持に関すること。
 - 八 調理師に関すること。
 - 九 ふぐ処理師に関すること。
 - 十 製菓衛生師に関すること。
 - 十一 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
 - 十二 犬の狂犬病予防に関すること。
 - 十三 動物の愛護及び管理に関すること。
 - 十四 ふぐ処理師試験委員及び生活衛生適正化審議会に関すること。
 - 十五 食肉衛生検査所に関すること。

(健康増進課)

- 第三十条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 健康に関する知識の普及に関すること。
 - 二 感染症対策に関すること。
 - 三 結核対策に関すること。
 - 四 ハンセン病に関すること。
 - 五 骨髄移植及び臓器移植に関すること。
 - 六 難病対策に関すること。

- 七 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- 八 母子保健及び歯科保健に関すること。
- 九 栄養及び健康増進に関すること。
- 十 生活習慣病の予防に関すること。
- 十一 健康づくりに関する調査・研究に関すること。
- 十二 感染症対策審議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。

(こども政策課)

第三十一条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 少子化対策の総合調整に関すること。
- 二 児童の健全育成対策に関すること。
- 三 児童手当に関すること。
- 四 保育所、幼稚園及び認定こども園に関すること。
- 五 保育所又は幼稚園の事業を行うことを目的とする社会福祉法人及び学校法人に関すること。
- 六 こども家庭課の予算に関すること。

(こども家庭課)

第三十二条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童の福祉(こども政策課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 二 児童委員に関すること。
- 三 ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- 四 児童扶養手当に関すること。
- 五 児童福祉又は母子寡婦福祉を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設(こども政策課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 六 要保護女子の保護及び更生に関すること。
- 七 配偶者からの暴力による被害者の保護に関すること。
- 八 青少年の健全育成対策の企画及び総合調整に関すること。
- 九 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和五十二年宮崎県条例第二十七号)の施行事務に関すること。
- 十 他課の主管に属さない青少年に関すること。
- 十一 青少年問題協議会及び青少年健全育成審議会に関すること。
- 十二 女性相談所、きりしま寮、児童相談所、みやざき学園、県立産院、母子福祉センター及び青少年自然の家に関すること。

第三十三条第十号中「本庁」を削る。

第三十七条第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「及び検査」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第三十八条第七号中「山村振興対策」を「林業に係る山村振興対策」に改め、同条第八号を削り、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第二節第六款を次のように改める。

第六款 商工観光労働部各課等の分掌事務

(商工政策課)

第三十九条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 商工観光労働行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- 二 経済国際化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 三 部の広報活動の企画及び総合調整に関すること。
- 四 部内各課及び局の連絡調整に関すること。
- 五 計量検定所に関すること。
- 六 部内各課及び局の総務事務の処理に関すること(総務事務センターの主管に属するものを除く。)
- 七 部内の事務で他課及び局の主管に属さないこと。

(工業支援課)

第四十条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 鉱工業振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 中小企業の取引の振興に関すること。
- 三 地下資源の開発調査に関すること。
- 四 砂利採取に関すること(漁港漁場整備課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。)
- 五 採石に関すること。
- 六 創業及び新規事業への進出の支援に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 七 工業技術の開発及び利用の支援に関すること。
- 八 産業財産権及び発明奨励に関すること。
- 九 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターに関すること。

(商業支援課)

第四十一条 商業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 商業振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 中小企業の情報化の推進及びサービス産業の振興に関すること。
- 三 中小企業の物流に関する施策の企画及び推進に関すること。
- 四 貿易の振興に関すること。
- 五 県産品の販路拡大に関すること。
- 六 物産の振興に関すること。
- 七 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- 八 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

(経営金融課)

第四十二条 経営金融課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 中小企業金融に関すること。
- 二 中小企業高度化資金に関すること。
- 三 中小企業に対する設備資金事業及び設備貸与事業の指導等に関すること。
- 四 貸金業に関すること。
- 五 中小企業の経営の診断、助言及び相談に関すること。
- 六 中小企業診断士に関すること。
- 七 中小企業の経営革新の支援に関すること。
- 八 中小企業の組織化に関すること。
- 九 中小企業及び経営指導員の研修に関すること。
- 十 商工青年事業者学修集団の指導に関すること。
- 十一 信用保証協会に関すること。
- 十二 中小企業団体(信用協同組合を除く。)及び中小企業団体中央会に関すること。
- 十三 商工会議所及び商工会に関すること。

(労働政策課)

第四十三条 労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 労働行政の企画調整に関すること。
- 二 労働組合に関すること。
- 三 労働教育及び労働情報に関すること。
- 四 中小企業労働相談に関すること。
- 五 中小企業退職金共済制度に関すること。
- 六 労働福祉資金の貸付けに関すること。
- 七 労働者の福祉に関すること。
- 八 地域雇用対策に関すること。
- 九 シルバー人材センターに関すること。
- 十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出

のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の施行事務に関すること。

- 十一 労働委員会に関すること。
- 十二 公共職業訓練に関すること。
- 十三 事業主等が行う職業訓練に関すること。
- 十四 職業訓練指導員に関すること。
- 十五 技能検定に関すること。
- 十六 職業能力開発審議会に関すること。
- 十七 産業技術専門学校に関すること。

(企業立地推進局)

第四十四条 企業立地推進局の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 企業立地の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の施行事務に関すること。

(観光推進課)

第四十四条の二 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 観光に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 宮崎・日南海岸リゾート構想に関すること。
- 三 観光客の誘致宣伝に関すること。
- 四 観光関連団体及び観光関連事業者に関すること。
- 五 旅行業及び通訳案内士に関すること。
- 六 コンベンション誘致の推進に関すること。
- 七 ロケーション誘致の推進に関すること。
- 八 スポーツランドみやざきの推進に関すること。
- 九 観光審議会に関すること。
- 十 国民宿舎えびの高原荘、国民宿舎高千穂荘及びえびの高原スポーツレクリエーション施設に関すること。

(みやざきアピール課)

第四十四条の三 みやざきアピール課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 みやざきのアピールに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 県外への情報発信に関すること。
- 三 観光・交流基盤の整備促進に関すること。
- 四 二地域居住及び移住の促進に関すること。
- 五 都市と山村の交流促進に関すること。

第四十五条第九号中「本庁」を削る。

第四十六条第八号中「農業後継者」を「新規就農者」に改める。

第四十七条第九号中「地域農業改良普及センター及び」を削る。

第五十条中第十一号を削る。

「第八款 県土整備部各課の分掌事務」を「第八款 県土整備部各課等の分掌事務」に改める。

第六十二条第六号中「各課」の下に「及び局」を加え、同条第十号中「本庁各課」を「各課及び局」に改め、同条第十一号中「他課」の下に「及び局」を加える。

第六十四条の見出しを「(技術企画課)」に改め、同条中「技術検査課」を「技術企画課」に改め、同条第一号中「土木技術の」の下に「企画及び」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 総合評価落札方式に関すること。

第二章第二節第八款中第七十二条の次に次の一条を加える。

(高速道対策局)

第七十二条の二 高速道対策局の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 高速道に関すること。
- 二 東九州自動車道用地事務所に関すること。

第二章第二節第八款の次に次の一条を加える。

第八款の二 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管組織の分掌事務

(工事検査課)

第七十二条の三 工事検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 建設工事の検査に関すること。

第三章第一節から第二十七節の三までを次のように改める。

第一節 東京事務所

(設置)

第七十五条 県と中央官庁等との事務連絡を図るとともに、情報発信、企業立地、観光等の誘致、県産品の販路拡大等に関する事務を行うため、東京事務所を置く。

(名称及び位置)

第七十六条 東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目六番三号

(所掌事務)

第七十七条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 中央官庁その他関係機関及び団体等との連絡折衝及び情報収集に関すること。
- 二 県に関する情報の発信に関すること。
- 三 企業立地に関すること。
- 四 観光、コンベンション、移住等の誘致に関すること。
- 五 県産品の販路拡大に関すること。
- 六 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。
- 七 宮崎県東京ビルの管理に関すること。

第二節 大阪事務所

(設置)

第七十八条 県と国の出先機関等との事務連絡を図るとともに、情報発信、企業立地、観光等の誘致、県産品の販路拡大等に関する事務を行うため、大阪事務所を置く。

(名称及び位置)

第七十九条 大阪事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目三番一の九〇 〇大阪駅前第一ビル九階三一一番

(所掌事務)

第八十条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 国の出先機関その他関係機関との連絡折衝及び情報収集に関すること。
- 二 県に関する情報の発信に関すること。
- 三 企業立地に関すること。
- 四 観光、コンベンション、移住等の誘致に関すること。
- 五 県産品の販路拡大に関すること。
- 六 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

第三節 福岡事務所

(設置)

第八十一条 県と国の出先機関等との事務連絡を図るとともに、情報発信、企業立地、観光等の誘致、県産品の販路拡大等に関する事務を行うため、福岡事務所を置く。

(名称及び位置)

第八十二条 福岡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県福岡事務所	福岡市中央区天神二丁目二番一号

（所掌事務）

第八十三条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 国の出先機関その他関係機関との連絡折衝及び情報収集に關すること。
- 二 県に関する情報の発信に關すること。
- 三 企業立地に關すること。
- 四 観光、コンベンション、移住等の誘致に關すること。
- 五 県産品の販路拡大に關すること。
- 六 県内への就職希望者に対する相談業務に關すること。

第四節 消費生活センター

（設置）

第八十四条 住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示を行うため、消費生活センターを置く。

（名称及び位置）

第八十五条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県消費生活センター	宮崎市江平西二丁目一番二〇号

（所掌事務）

第八十六条 消費生活センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 消費生活に関する相談及び苦情処理に關すること。
- 二 消費生活に関する商品テストに關すること。
- 三 商品知識を普及するための商品展示に關すること。
- 四 消費者啓発に關すること。
- 五 消費者生活に関する各種広報に關すること。
- 六 生活情報センターに關すること。

（内部組織）

第八十七条 消費生活センターに支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県消費生活センター 一 都城支所	都城市北原町一六街区一号
宮崎県消費生活センター 一 延岡支所	延岡市本小路三九番地三

第五節 県税・総務事務所

（名称、位置及び所管区域）

第八十八条 宮崎県行政機関設置条例（平成十一年宮崎県条例第三十七号）第二条第一項の規定により設置された県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税及び総務に關する事務	商工及び労政に關する事務
宮崎県宮崎県税・総務事務所	宮崎市橋通東一丁目九番一〇号	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡	
宮崎県日南県税・総務事務所	日南市戸高一丁目二番地一	日南市 串間市 南那珂郡	日南市 串間市 南那珂郡
宮崎県都城県税・総務事務所	都城市北原町二四街区二一号	都城市 北諸県郡	都城市 小林的市 えびの市

事務所			北諸県郡 西諸県郡
宮崎県小林県税・総務事務所	小林市大字細野字瀬戸ノ口三六七番地の二	小林市 えびの市 西諸県郡	
宮崎県高鍋県税・総務事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須ノ三三、八七〇番地一	西都市 児湯郡	
宮崎県日向県税・総務事務所	日向市中町二番一四号	日向市 東臼杵郡（職員宿舍の管理に關する事務にあつては、諸塚村及び椎葉村を除く。）	
宮崎県延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町二丁目一五番地	延岡市 西臼杵郡	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡（商工に關する事務を除く。）

（所掌事務）

第八十九条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県税に係る徴収金の賦課徴収に關すること。
- 二 県税に係る過料の徴収に關すること。
- 三 県税に係る徴収金及び過料の督促及び滞納処分に関する事。
- 四 県税に係る徴収金の決算及び欠損の整理に關すること。
- 五 県税に關する証明及び証明手数料の徴収に關すること。
- 六 納税貯蓄組合の普及及び育成指導に關すること。
- 七 県税に係る犯則の取締りに關すること。
- 八 徴収の囑託を受けた県税等に關する徴収金及び滞納処分の依頼を受けた税外収入の徴収及び滞納処分に關すること。
- 九 県税の電算システムの運営及び管理に關すること。
- 十 県税に係る徴収金及び税外収入に關する処分についての不服申立てに關すること。
- 十一 収入証紙の受払に關すること。
- 十二 同一庁舎内に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に關すること。
- 十三 所管区域内の出先機関の物品の取得に關すること。
- 十四 総合庁舎（宮崎県税・総務事務所にあつては、四号館）に關すること。
- 十五 出先機関に係る職員宿舍及び普通財産の管理に關すること（宮崎県税・総務事務所を除く。）。
- 十六 一般旅券の発給の申請の受付等に關すること（宮崎県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所を除く。）。
- 十七 商業及び工業に關すること（日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。）。
- 十八 中小企業団体に關すること（日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。）。
- 十九 商工会議所及び商工会に關すること（指導監査事務を除く。）（日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。）。
- 二十 中小企業の金融、経営及び技術の相談に關すること（日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所、

- 事務所に限る。)
 - 二十一 企業立地に関する事(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。)
 - 二十二 労働組合に関する事(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。)
 - 二十三 労働福祉、労働教育及び労働情報に関する事(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。)
 - 二十四 中小企業労働相談に関する事(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。)
 - 二十五 地域雇用対策に関する事(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。)
- (内部組織)

第九十条 宮崎県税・総務事務所に次の課を置く。

- 管理課
- 納税第一課
- 納税第二課
- 課税第一課
- 課税第二課
- 自動車取得税課
- 総務事務センター

2 日南県税・総務事務所に次の課を置く。

- 納税管理課
- 課税課
- 総務商工センター

3 都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に次の課を置く。

- 管理課
- 納税課
- 課税課
- 総務商工センター

4 小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所に次の課を置く。

- 納税管理課
 - 課税課
 - 総務事務センター
- (分掌事務)

第九十一条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 管理課
 - 一 所務の総合企画及び総合調整に関する事。
 - 二 県税の周知宣伝に関する事。
 - 三 県税に係る徴収金及び過料の督促に関する事。
 - 四 県税に係る徴収金の収納に関する事。
 - 五 県税に係る徴収金の決算に関する事。
 - 六 県税に係る徴収金の還付又は充当に関する事。
 - 七 県税に係る徴収金の欠損の整理に関する事。
 - 八 県税に関する証明及び証明手数料の徴収に関する事。
 - 九 県税に係る徴収金及び税外収入金に関する処分(賦課徴収に関する部分を除く。)についての不服申立てに関する事。
 - 十 県税の電算システムの運営及び管理に関する事。
 - 十一 収入証紙の受払に関する事。
 - 十二 他課の主管に属さない事。

納税第一課及び納税第二課

- 一 延滞金及び滞納処分費の決定に関する事。
- 二 県税に係る徴収金及び過料の徴収及び滞納処分に関する事。
- 三 県税に係る徴収金の減免に関する事。
- 四 納税貯蓄組合の普及及び育成指導に関する事。
- 五 徴収の嘱託を受けた県税等に係る徴収金及び滞納処分の依頼を受けた税外収入の徴収及び滞納処分に関する事。
- 六 県税に係る徴収金及び滞納処分の依頼を受けた税外収入金の徴収及び滞納処分についての不服申立てに関する事。

課税第一課及び課税第二課

- 一 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税(証紙徴収の方法によって徴収する自動車税(以下「証紙徴収自動車税」という。)を除く。)、鉱区税、固定資産税及び狩猟税(以下「県民税等」という。)並びに地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税(以下「地方消費税等」という。)に係る課税標準の調査に関する事。
- 二 県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を除く。)及び事業税の課税標準の分割に関する事。
- 三 県民税等(不動産取得税、鉱区税及び固定資産税を除く。)及び地方消費税等に係る更正及び決定に関する事。
- 四 県民税等及び地方消費税等に係る賦課に関する事。
- 五 県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)、事業税(法人の事業税に限る。)及び地方消費税等に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 六 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する事。
- 七 特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 八 免税軽油使用者証及び免税証の交付等に関する事。
- 九 県民税等(狩猟税を除く。)及び地方消費税等(産業廃棄物税を除く。)に係る犯則の取締りに関する事。
- 十 県民税等及び地方消費税等に係る賦課に関する不服申立てに関する事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、県民税等及び地方消費税等の課税に関する事。

自動車取得税課

- 一 県税に係る徴収金の収納に関する事。
- 二 県税に関する証明及び証明手数料の徴収に関する事。
- 三 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る課税標準の調査に関する事。
- 四 自動車取得税に係る更正及び決定に関する事。
- 五 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る賦課に関する事。
- 六 自動車取得税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金に関する事。
- 七 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る犯則の取締りに関する事。
- 八 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る不服申立てに関する事。
- 九 前各号に掲げるもののほか、証紙徴収自動車税及び自動車取得税の課税に関する事。

総務事務センター

- 一 中部農林振興局及び宮崎土木事務所の総務事務の処理に関する事。

- 一 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。
 - 二 四号館に関すること。
 - 四 宮崎県税・総務事務所分室庁舎に関すること。
- 2 前条に規定する日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

納税管理課

- 一 前項において管理課の分掌事務として掲げられた事務
- 二 前項において納税第一課及び納税第二課の分掌事務として掲げられた事務

課税課

- 一 前項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務
 - ア 県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)、地方消費税、鉱区税及び県たばこ税に係る事務
 - イ 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る事務
 - ウ 軽油引取税に係る事務(免税軽油使用者証及び免税証の交付等に関する事務を除く。)

総務商工センター

- 一 同一庁舎内に所在する農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関すること。
- 二 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。
- 三 総合庁舎に関すること。
- 四 出先機関に係る職員宿舍及び普通財産の管理に関すること。
- 五 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること。
- 六 商業及び工業に関すること。
- 七 中小企業団体にに関すること。
- 八 商工会議所及び商工会に関すること(指導監査事務を除く。)
- 九 中小企業の金融、経営及び技術の相談に関すること。
- 十 企業立地に関すること。
- 十一 労働組合に関すること。
- 十二 労働福祉、労働教育及び労働情報に関すること。
- 十三 中小企業労働相談に関すること。
- 十四 地域雇用対策に関すること。

- 3 前条に規定する都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 一 第一項において管理課の分掌事務として掲げられた事務

納税課

- 一 第一項において納税第一課及び納税第二課の分掌事務として掲げられた事務

課税課

- 一 第一項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務
 - ア 県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)、地方消費税、鉱区税及び県たばこ税に係る事務
 - イ 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る事務
 - ウ 軽油引取税に係る事務(免税軽油使用者証及び免税証の交付等に関する事務を除く。)

総務商工センター

- 一 前項において総務商工センターの分掌事務として掲げられた事務

- 4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

る。

納税管理課

- 一 第一項において管理課の分掌事務として掲げられた事務
- 二 第一項において納税第一課及び納税第二課の分掌事務として掲げられた事務

課税課

- 一 第一項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務
 - ア 県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)、地方消費税、鉱区税及び県たばこ税に係る事務
 - イ 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る事務
 - ウ 軽油引取税に係る事務(免税軽油使用者証及び免税証の交付等に関する事務を除く。)

総務事務センター

- 一 同一庁舎内に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関すること。
- 二 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。
- 三 総合庁舎に関すること。
- 四 出先機関に係る職員宿舍及び普通財産の管理に関すること。
- 五 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること(日向県税・総務事務所を除く。)

第六節 自治学院

(設置)

第九十二条 県職員及び市町村職員の資質向上並びに勤務能率の発揮及び増進を図るため、自治学院を置く。

(名称及び位置)

第九十三条 自治学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県自治学院	宮崎市旭一丁目二番二号

(所掌事務)

第九十四条 自治学院の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県職員及び市町村職員の研修に関すること。

第七節 西臼杵支庁

(名称、位置及び所管区域)

第九十五条 西臼杵支庁設置条例(昭和二十四年宮崎県条例第五十二号)第一条の規定により設置された西臼杵支庁の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県西臼杵支庁	西臼杵郡高千穂町大字三田井二番地	西臼杵郡

(所掌事務)

第九十六条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域振興に関すること。
- 二 町その他公共団体の行財政一般に関すること。
- 三 消防及び防災に関すること。
- 四 社会福祉に関すること。
- 五 農業、林業、水産業、商業及び工業並びに観光に関すること。
- 六 農地関係の調整及び農業農村の整備に関すること。
- 七 農業委員会に関すること。
- 八 農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及に関すること。
- 九 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報提供に関すること。

- 十 新規就農を促進するための情報提供、相談その他の活動に関する事。
- 十一 自然公園等に関する事。
- 十二 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- 十三 野生動植物の保護に関する事。
- 十四 国土交通省所管一般公共用財産の管理に関する事。
- 十五 道路、河川及び建築に関する事。
- 十六 都市公園及び郷土美化推進に関する事。
- 十七 都市計画に関する事。
- 十八 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事。
- 十九 高千穂保健所の物品の取得に関する事。

(内部組織)

第九十七条 西臼杵支庁に次の課を置く。

- 総務課
- 福祉課
- 農政水産課
- 農業普及課
- 林務課
- 土木課

(分掌事務)

第九十八条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 総務課
 - 一 庶務一般に関する事。
 - 二 庁舎、職員宿舍その他県有財産(県管住宅及び西臼杵農業改良普及センター内の県有財産を除く。)の管理に関する事。
 - 三 地域振興に関する事。
 - 四 町その他公共団体の行財政の運営に関する事。
 - 五 消防及び防災に関する事。
 - 六 各種団体との連絡に関する事。
 - 七 県費の収支に関する事。
 - 八 税外収入に関する事。
 - 九 工事の入札及び契約に関する事。
 - 十 商業及び工業に関する事。
 - 十一 中小企業団体に関する事。
 - 十二 商工会に関する事(指導監査事務を除く。)
 - 十三 中小企業金融の相談に関する事。
 - 十四 企業立地に関する事。
 - 十五 火薬類に関する事。
 - 十六 観光に関する事。
 - 十七 建設業に関する事。
 - 十八 他課の主管に属さない事。
 - 十九 高千穂保健所の物品の取得に関する事。

福祉課

- 一 地域における社会福祉行政の企画及び総合調整に関する事。
- 二 社会福祉に係る相談、調査及び指導に関する事。
- 三 生活保護に関する事。
- 四 児童の福祉に関する事。
- 五 ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- 六 知的障害者の福祉に関する事。
- 七 老人の福祉に関する事。
- 八 介護保険制度に関する事。
- 九 身体障害者の福祉に関する事。

- 十 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- 十一 要保護女子の保護及び更生に関する事。
- 十二 配偶者からの暴力による被害者の保護に関する事。
- 十三 民生委員及び児童委員に関する事。
- 十四 社会福祉統計に関する事。
- 十五 社会福祉団体に係る事。
- 十六 生活福祉資金に関する事。
- 十七 災害援助に関する事。
- 十八 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- 十九 障害者の自立支援に関する事。
- 二十 その他社会福祉に関する事。
- 二十一 青少年の健全育成に関する事。

農政水産課

- 一 地域農政の総合調整に関する事。
- 二 農業振興計画の推進に関する事。
- 三 農業振興地域に関する事。
- 四 農水産物のブランドに関する施策の推進に関する事。
- 五 農地調整に関する事。
- 六 開拓財産に関する事。
- 七 農業団体の指導育成に関する事。
- 八 就業改善に関する事。
- 九 農業金融に関する事。
- 十 卸売市場に関する事。
- 十一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)に基づく食品表示の調査及び指導に関する事。
- 十二 農業経営構造対策に関する事。
- 十三 山村振興農林漁業対策事業に関する事。
- 十四 農村地域工業導入計画に関する事。
- 十五 農業改良普及事業の連絡調整に関する事。
- 十六 農業の担い手育成対策の連絡調整に関する事。
- 十七 農業委員会に関する事。
- 十八 水産業の振興に関する事。
- 十九 漁業団体の指導に関する事。
- 二十 内水面漁業に関する事。
- 二十一 水産振興補助事業に関する事。
- 二十二 農作物の生産及び流通に関する事。
- 二十三 畜産及び家畜商に関する事。
- 二十四 養蚕に関する事。
- 二十五 養ほうに関する事。
- 二十六 地籍調査に関する事。
- 二十七 土地分類調査に関する事。
- 二十八 農地の集団化に関する事。
- 二十九 土地改良財産に関する事。
- 三十 土地改良区の指導監督に関する事。
- 三十一 農業農村整備事業の調査及び計画調整に関する事。
- 三十二 農業農村整備事業の実施及び指導に関する事。
- 三十三 農地及び農業用施設の災害復旧事業の実施及び指導に関する事。

農業普及課

- 一 西臼杵農業改良普及センター内の県有財産及び機械器具の管理に関する事。
- 二 農業に関する普及指導の企画及び総合調整に関する事。
- 三 農業経営の指導に関する事。

- 四 農山村生活の改善に関する事。
- 五 農業に関する研修に関する事。
- 六 農業の担い手育成に関する事。
- 七 農業情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 八 普及協力委員に関する事。
- 九 作物及び工芸作物の技術及び経営指導に関する事。
- 十 畜産及び飼料作物の技術及び経営指導に関する事。
- 十一 野菜の技術及び経営指導に関する事。
- 十二 果樹、花き及び養蚕の技術及び経営指導に関する事。

林務課

- 一 森林計画の運営に関する事。
- 二 森林組合その他林業関係団体の指導育成に関する事。
- 三 林業金融に関する事。
- 四 林業労働力に関する事。
- 五 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- 六 林業普及指導事業に関する事。
- 七 緑化の推進に関する事。
- 八 林産物に関する事。
- 九 森林の整備に関する事。
- 十 林野の保護に関する事。
- 十一 保安林に関する事。
- 十二 林地開発行為に関する事。
- 十三 森林国営保険に関する事。
- 十四 県営林に関する事。
- 十五 自然公園に関する事。
- 十六 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- 十七 野生動植物の保護に関する事。
- 十八 治山工事に係る事。
- 十九 林道工事に係る事。
- 二十 自然公園等の工事に係る事。

土木課

- 一 土木工事の調査、設計及び監督に関する事。
- 二 国費又は県費土木工事の調査及び監督に関する事。
- 三 道路、河川、砂防その他土木工作物の管理に関する事。
- 四 道路敷、河川敷及び公有水面の占用及び使用並びに占用料、使用料及び採取料の賦課及び徴収に関する事。
- 五 土石、砂利及び生草類の処理に関する事。
- 六 建設機械の管理に関する事。
- 七 屋外広告物の取締りに関する事。
- 八 用地事務に関する事。
- 九 建築に関する事。
- 十 県営住宅の維持及び管理に関する事。
- 十一 水防に関する事。
- 十二 国土交通省所管一般公共用財産の管理に関する事。
- 十三 都市計画に関する事。
- 十四 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事。

第七節の二 消防学校

(設置)

第九十九条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第五十一条第一項の規定に基づき、消防職員及び消防団員に対し、必要な教育訓練を行うため、消防学校を置く。

(名称及び位置)

第百条 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
-----	-----

宮崎県消防学校	宮崎市大字郡司分二一〇番地
---------	---------------

(所掌事務)

第百一条 消防学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事。

第八節 福祉こどもセンター

(名称、位置及び所管区域)

第百二条 宮崎県行政機関設置条例第三条第一項の規定により設置された福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	宮崎市霧島一丁目一番地一	宮崎市 日南市 串間市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯郡
宮崎県南部福祉こどもセンター	都城市年見町一四号一番地一	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	都城市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
宮崎県北部福祉こどもセンター	延岡市大貫町一丁目二、八四五番地	延岡市 日向市 東臼杵郡	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

2 前項に規定する福祉こどもセンターを知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所とする。

(所掌事務)

第百三条 福祉こどもセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域福祉に関する事。
- 二 生活保護に関する事。
- 三 児童の福祉に関する事。
- 四 ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- 五 知的障害者の福祉に関する事。
- 六 老人の福祉に関する事。
- 七 介護保険制度に関する事。
- 八 身体障害者の福祉に関する事。
- 九 障害者の自立支援に関する事。
- 十 児童及び妊産婦の福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関する事。
- 十一 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関する事。
- 十二 要保護児童及びその保護者又は妊産婦の措置に関する事。
- 十三 児童及びその家庭に関する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関する事。
- 十四 調査又は判定に基づき児童及びその保護者の指導に関する事。
- 十五 児童の一時保護に関する事。
- 十六 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること。
- 十七 市町村が行う介護給付等の支給決定等に対する技術的事項

についての協力その他必要な援助に関すること。

- 十八 知的障害者に係る家庭その他からの相談に関すること。
- 十九 十八歳以上の知的障害者に関する医学的、心理学的及び職能的判定並びに必要な指導に関すること。
- 二十 更生援護に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- 二十一 その他福祉に関すること。

(内部組織)

第百四条 福祉子どもセンターに次の課を置く。

- 総務課
- 生活福祉課
- 子ども福祉課

(分掌事務)

第百四条の二 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 総務課
 - 一 庶務一般に関すること。
 - 二 地域における社会福祉行政の企画及び総合調整に関すること。
 - 三 児童の福祉に関すること。
 - 四 ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること。
 - 五 知的障害者の福祉に関すること。
 - 六 老人の福祉に関すること。
 - 七 介護保険制度に関すること。
 - 八 身体障害者の福祉に関すること。
 - 九 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
 - 十 青少年の健全育成に関すること。
 - 十一 社会福祉団体に関すること(生活福祉課の主管に属するものを除く。)
 - 十二 生活福祉資金に関すること。
 - 十三 災害救助に関すること。
 - 十四 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
 - 十五 他課の主管に属さないこと。

生活福祉課

- 一 社会福祉に係る相談、調査及び指導に関すること。
- 二 生活保護に関すること。
- 三 要保護女子の保護及び更生に関すること。
- 四 配偶者からの暴力による被害者の保護に関すること。
- 五 民生委員及び児童委員に関すること。
- 六 社会福祉統計に関すること。

子ども福祉課

- 一 児童及び妊産婦の福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- 二 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。
- 三 要保護児童及びその保護者又は妊産婦の措置に関すること。
- 四 児童及びその家庭に関する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定に関すること。
- 五 調査又は判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。
- 七 知的障害者に係る家庭その他からの相談に関すること。
- 八 十八歳以上の知的障害者に関する医学的、心理学的及び職

能的判定並びに必要な指導に関すること。

- 九 更生援護に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- 十 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること。
- 十一 市町村が行う介護給付等の支給決定等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第九節 福祉事務所

(名称、位置及び所管区域)

第百五条 宮崎県行政機関設置条例第四条第一項の規定により設置された福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
宮崎県児湯福祉事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須ノ三三、八七〇番地一	西都市 児湯郡

(所掌事務)

第百六条 福祉事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域福祉に関すること。
- 二 生活保護に関すること。
- 三 児童の福祉に関すること。
- 四 ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- 五 知的障害者の福祉に関すること。
- 六 老人の福祉に関すること。
- 七 介護保険制度に関すること。
- 八 身体障害者の福祉に関すること。
- 九 障害者の自立支援に関すること。
- 十 その他福祉に関すること。

(内部組織)

第百七条 福祉事務所に次の課を置く。

- 総務課
 - 地域福祉課
- (分掌事務)

第百八条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 総務課
 - 一 庶務一般に関すること。
 - 二 地域における社会福祉行政の企画及び総合調整に関すること。
 - 三 児童の福祉に関すること。
 - 四 ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること。
 - 五 知的障害者の福祉に関すること。
 - 六 老人の福祉に関すること。
 - 七 介護保険制度に関すること。
 - 八 身体障害者の福祉に関すること。
 - 九 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
 - 十 青少年の健全育成に関すること。
 - 十一 社会福祉団体に関すること(地域福祉課の主管に属するものを除く。)
 - 十二 生活福祉資金に関すること。
 - 十三 災害救助に関すること。
 - 十四 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
 - 十五 地域福祉課の主管に属さないこと。

地域福祉課

- 一 社会福祉に係る相談、調査及び指導に関すること。

- 一 生活保護に関すること。
- 二 要保護女子の保護及び更生に関すること。
- 三 配偶者からの暴力による被害者の保護に関すること。
- 四 民生委員及び児童委員に関すること。
- 五 社会福祉統計に関すること。

第十節 削除

第九十九条及び第一百十条 削除

第十一節 削除

第一百一十一条及び第一百十二条 削除

第十二節 保健所

(名称、位置及び所管区域)

第一百三十三条 宮崎県行政機関設置条例第五条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
宮崎県中央保健所	宮崎市霧島一丁目一番地二	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
宮崎県日南保健所	日南市吾田西二丁目五番一〇号	日南市 串間市 南那珂郡
宮崎県都城保健所	都城市上川東三丁目一四号三番地	都城市 北諸県郡
宮崎県小林保健所	小林市大字塚字金鳥居三、〇二〇番地二三	小林市 えびの市 西諸県郡
宮崎県高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦字新中町西浦五、一二〇番地一	西都市 児湯郡
宮崎県日向保健所	日向市北町二丁目一六番地	日向市 東臼杵郡
宮崎県延岡保健所	延岡市大貫町一丁目一、八四〇番地	延岡市
宮崎県高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町大字三田井一、〇八六番地の一	西臼杵郡

(所掌事務)

第一百四十四条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。
- 二 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
- 三 地域保健対策に係る関係機関・団体相互間の連絡調整に関すること。
- 四 地域保健対策に係る関係機関・団体に対する技術的援助、研修その他必要な援助に関すること。
- 五 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 七 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- 八 環境基本計画に関すること。
- 九 環境教育、環境学習その他環境保全活動に関すること。
- 十 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関すること。
- 十一 大気汚染、水質汚濁その他の公害に関すること。
- 十二 浄化槽に関すること。
- 十三 温泉に関すること。
- 十四 環境影響評価に関すること。
- 十五 医事及び薬事に関すること。

- 十六 保健師に関すること。
- 十七 公共医療事業の向上及び増進に関すること。
- 十八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 十九 介護保険制度に関すること。
- 二十 歯科保健に関すること。
- 二十一 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- 二十二 障害者の自立支援に関すること。
- 二十三 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を要する者の保健に関すること。
- 二十四 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。
- 二十五 衛生上の試験及び検査に関すること。
- 二十六 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。
- 二十七 動物の飼養及び保管に関すること。

(内部組織)

第一百五十五条 中央保健所、都城保健所及び延岡保健所に次の課を置く。

- 総務企画課
- 健康づくり課
- 衛生環境課
- 広域指導検査課

2 日南保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。

- 総務企画課
- 健康づくり課
- 衛生環境課

(分掌事務)

第一百六十六条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- 一 庶務一般に関すること。
- 二 所務の企画及び総合調整に関すること。
- 三 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
- 四 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 五 庁舎の維持管理に関すること。
- 六 老人保健福祉計画の調整及び推進に関すること。
- 七 地域保健医療計画の策定及び推進に関すること。
- 八 医療機関等の指導監督に関すること。
- 九 精神病院の指導監督に関すること。
- 十 介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指導監督に関すること。
- 十一 指定居宅サービス(保健・医療系)事業者の指導監督に関すること。
- 十二 医師その他の保健医療従事者に関すること。
- 十三 原子爆弾被爆者に関すること(健康づくり課の主管に属するものを除く。)
- 十四 保健所運営協議会に関すること。
- 十五 地域保健医療計画推進協議会の庶務に関すること。
- 十六 他課の主管に属さないこと。

健康づくり課

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 地域保健対策に係る連携強化、人材の確保及び資質の向上に関すること。
- 三 栄養指導及び栄養調査に関すること。
- 四 医療社会事業に関すること。
- 五 健康づくりに関すること。

- 六 健康診査、健康増進及び生活習慣病の予防対策に係る事業の助言・援助に関すること。
- 七 地域リハビリテーションに関すること。
- 八 介護保険制度に関すること（総務企画課の主管に属するものを除く。）。
- 九 療育相談等の母子保健に関すること。
- 十 歯科保健に関すること。
- 十一 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- 十二 障害者の自立支援に関すること。
- 十三 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。
- 十四 特定疾患等難病対策に関すること。
- 十五 原子爆弾被爆者の健康診断に関すること。
- 十六 骨髄バンク事業に関すること。
- 十七 看護学生等実習に関すること。
- 十八 慢性疾患中重症認定患者に対する保健指導に関すること（高千穂保健所に限る。）。
- 十九 エックス線撮影に関すること。
- 二十 感染症の診査に関する協議会に関すること。

衛生環境課

- 一 食品衛生及び乳肉衛生に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 二 調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師に関すること。
- 三 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 四 環境基本計画に関すること。
- 五 環境教育、環境学習その他環境保全活動に関すること。
- 六 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 七 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 八 墓地、火葬場及び化製場等に関すること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 十 ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 十一 大気汚染、水質汚濁その他の公害に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 十二 土呂久地区住民健康観察検診に関すること（高千穂保健所に限る。）。
- 十三 公害その他の環境に関する苦情の処理に関すること。
- 十四 浄化槽に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 十五 温泉に関すること。
- 十六 環境影響評価に関すること。
- 十七 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。

- 十八 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 十九 医薬分業に関すること。
- 二十 毒物及び劇物に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- 二十一 採血及び供血あつせん業に関すること。
- 二十二 狂犬病予防に関すること。
- 二十三 動物の飼養及び保管に関すること。

広域指導検査課

- 一 食品検査に関すること。
- 二 水道水等水質検査に関すること。
- 三 事業所等水質検査に関すること。
- 四 その他衛生上の試験及び検査に関すること。
- 五 衛生上の試験及び検査に係る情報の収集、整理、解析及び提供に関すること。
- 六 薬事等に係る監視指導に関すること。
- 七 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること。
- 八 水道施設に係る監視指導に関すること。
- 九 特定建築物に係る監視指導等に関すること。

第十三節 衛生環境研究所

(設置)

第百七条 保健衛生及び環境に関する試験、検査、測定及び研究を行い、公衆衛生の向上及び環境の保全を図るため、衛生環境研究所を置く。

(名称及び位置)

第百八条 衛生環境研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県衛生環境研究所	宮崎市学園木花台西二丁目三番二号

(所掌事務)

第百九条 衛生環境研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 病原微生物、衛生動物等の検査に関すること。
- 二 食品、上水、医薬品、温泉等の検査に関すること。
- 三 大気汚染、水質汚濁、騒音等の検査に関すること。
- 四 保健衛生及び環境保全に係る情報の収集、整理、解析及び提供に関すること。
- 五 その他保健衛生及び環境保全に係る調査研究、技術指導及び精度管理に関すること。

(内部組織)

第百十条 衛生環境研究所に次の課及び部を置く。

- 企画管理課
- 微生物部
- 衛生化学部
- 環境科学部

(分掌事務)

第百十一条 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 企画管理課
 - 一 庶務一般に関すること。
 - 二 所務の総合運営に関すること。
 - 三 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
 - 四 調査研究の企画、調整及び評価に関すること。
 - 五 情報の収集、解析及び提供に関すること。

- 六 技術指導、精度管理、講習、教育、広報等の企画及び調整に関すること。
- 七 職員の技術研修の企画及び調整に関すること。
- 八 健康事象及び環境管理に関すること。
- 九 関係機関との保健衛生及び環境保全の連絡調整に関すること。
- 十 他部の主管に属さないこと。

微生物部

- 一 病原細菌、病原ウイルス、リケッチア等の検査に関すること。
- 二 血清学的検査に関すること。
- 三 飲食物及び環境中の細菌学的検査に関すること。
- 四 原虫、寄生虫、微生物の検査及び臨床検査に関すること。
- 五 真菌の検査に関すること。
- 六 その他微生物に関する調査研究及び技術指導に関すること。

衛生化学部

- 一 食品規格試験に関すること。
- 二 食品の成分、ビタミン等の衛生化学的試験に関すること。
- 三 食品中の有害物質の衛生化学的試験に関すること。
- 四 放射能試験に関すること。
- 五 温泉試験に関すること。
- 六 医薬品、化粧品、家庭用品等の理化学的試験及び人体有害作用試験に関すること。
- 七 生化学試験及び重金属等による汚染の人体有害作用試験に関すること。
- 八 その他衛生化学に関する調査研究及び技術指導に関すること。

環境科学部

- 一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の測定及び検査に関すること。
- 二 大気汚染の常時監視に関すること。
- 三 室内空気汚染の測定及び検査に関すること。
- 四 公共用水域並びに工場及び事業場の排水の水質汚濁の測定及び検査に関すること。
- 五 底質及び土壌の汚染並びに廃棄物に係る測定及び検査に関すること。
- 六 上水及び飲料水の理化学的試験に関すること。
- 七 環境中における未規制化学物質の実態調査に関すること。
- 八 その他環境科学に関する調査研究及び技術指導に関すること。

第十四節 看護大学

(設置)

第二百二十二条 本県内の看護水準の質的向上を図るため、看護大学を置く。

(名称及び位置)

第二百二十二条の二 看護大学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県立看護大学	宮崎市まなび野三丁目五番地一

(所掌事務)

第二百二十三条 看護大学の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 高い資質を備えた看護職者の育成に関すること。
- 二 看護の分野における研究及び研修に関すること。

(内部組織)

第二百二十四条 看護大学に、事務局を置く。

2 前項に規定する事務局に総務課を置く。

(分掌事務)

第二百二十五条 前条第二項に規定する総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務一般に関すること。
- 二 校務の企画及び総合調整に関すること。
- 三 教授会に関すること。
- 四 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- 五 学生の募集に関すること。
- 六 教育課程及び授業計画に関すること。
- 七 学生の厚生補導に関すること。
- 八 学生の諸証明に関すること。
- 九 附属図書館に関すること。

第十五節 削除

第二百二十六条及び第二百二十七条 削除

第十六節 削除

第二百二十八条及び第二百二十九条 削除

第十七節 削除

第二百三十条から第二百三十二条まで 削除

第十八節 削除

第二百三十四条及び第二百三十五条 削除

第十九節 削除

第二百三十六条及び第二百三十七条 削除

第二十節 身体障害者相談センター

(設置)

第二百三十八条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十一条第一項の規定に基づき、身体障害者の更生援護の利便及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、身体障害者相談センターを置く。

(名称及び位置)

第二百三十九条 身体障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎身体障害者相談センター	宮崎郡清武町大字木原字勢田五、七一九番地二

(所掌事務)

第二百四十条 身体障害者相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- 二 身体障害者更生援護施設及び市町村職員に対する技術的援助及び指導に関すること。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 四 補装具の処方及び適合判定に関すること。
- 五 身体障害者の更生相談に関すること。
- 六 身体障害者の機能訓練の実施及び指導に関すること。
- 七 身体障害者手帳に関すること。
- 八 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること。
- 九 市町村が行う介護給付等の支給決定等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第二百四十一条 削除

第二十一節 削除

第百四十二条から第百四十四条まで 削除

第二十二節 削除

第百四十五条から第百四十七条まで 削除

第二十三節 子ども療育センター (肢体不自由児施設)

(設置)

第百四十八条 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第四十三条の三の規定に基づき、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるため、子ども療育センターを置く。

(名称及び位置)

第百四十八条の二 子ども療育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
1 県立子ども療育センタ	宮崎郡清武町大字木原字山内四、一五七番地八

(所掌事務)

第百四十九条 子ども療育センターの所掌事務は、次のとおりである。

- 一 肢体不自由児の療育に関すること。

(内部組織)

第百五十条 子ども療育センターに、次の部、課及び科を置く。

事務部

医療課

看護科

2 前項の事務部に総務課を置く。

(分掌事務)

第百五十一条 前条に規定する各課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務一般に関すること。
- 二 肢体不自由児の入園及び退園に関すること。
- 三 肢体不自由児の給食に関すること。
- 四 肢体不自由児の生活指導及び保育に関すること。
- 五 肢体不自由児の職業指導に関すること。

医療課

- 一 肢体不自由児の診断及び診療に関すること。
- 二 調剤及び投薬に関すること。
- 三 医療機械器具及び薬品の保守並びに診療室の管理に関すること。
- 四 診療に関する文書及び記録に関すること。
- 五 肢体不自由児の機能訓練に関すること。
- 六 肢体不自由児の相談に関すること。
- 七 診療に必要な試験研究に関すること。

看護科

- 一 肢体不自由児の看護及び診療補助に関すること。
- 二 看護師等の配置に関すること。
- 三 病室、看護師詰所、手術室及び材料室の管理に関すること。

第二十三節の二 精神保健福祉センター

(設置)

第百五十一条の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第六条第一項の規定に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健福祉センターを置く。

(名称及び位置)

第百五十一条の三 精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県精神保健福祉センター	宮崎市霧島一丁目一番地二

(所掌事務)

第百五十一条の四 精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- 三 精神医療審査会に関すること。
- 四 精神障害者通院医療に要する費用の負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定に関すること。

第二十四節 食肉衛生検査所

(設置)

第百五十二条 と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査等に関する事務及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成二年法律第七十号) に基づく食鳥検査等に関する事務を行うため、食肉衛生検査所を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第百五十三条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県都城食肉衛生検査所	都城市平江町三八号一番	都城市 (上水流町及び高崎町を除く。) 日南市 串間市 宮崎県 南那珂郡 北諸県郡 東諸県郡
宮崎県高崎食肉衛生検査所	都城市高崎町大牟田字上示野原四、一六八番地の一	都城市 (上水流町及び高崎町に限る。)
宮崎県小林食肉衛生検査所	小林市大字細野字沖二、四七二番地一	小林市 えびの市 西諸県郡
宮崎県児湯郡農食肉衛生検査所	児湯郡都農町大字川北二五、五三〇番地	西都市 児湯郡
宮崎県日向食肉衛生検査所	日向市大字財光寺字長江三七三番地	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

(所掌事務)

第百五十四条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。
- 二 獣畜の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- 三 食鳥の検査及び試験研究に関すること。
- 四 と畜場及び食鳥処理場並びにそれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。

第二十四節の二 女性相談所

(設置)

第百五十五条 売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号) 第三十四条第一項及び第二項の規定に基づき、要保護女子の保護更生に関する業務を行うため、女性相談所を置く。

(名称及び位置)

第二百五十六条 女性相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県女性相談所	宮崎市霧島一丁目一番地二

(所掌事務)

第二百五十七条 女性相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題についての相談に関すること。
- 一 要保護女子及びその家族に関する必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらの附随する必要な指導に関すること。
- 二 要保護女子の一時保護に関すること。
- 四 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- 五 配偶者からの暴力による被害者の一時保護に関すること。

第二十四節の三 きりしま寮 (女性保護施設)

(設置)

第二百五十八条 売春防止法第三十六条の規定に基づき、要保護女子を収容保護するため、きりしま寮を置く。

(名称及び位置)

第二百五十九条 きりしま寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立きりしま寮	宮崎市霧島一丁目一番地二

(所掌事務)

第二百六十条 きりしま寮の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 要保護女子の収容保護に関すること。
- 一 要保護女子の生活指導及び職業指導に関すること。
- 二 配偶者からの暴力による被害者の保護に関すること。

第二十五節 児童相談所

(名称、位置及び所管区域)

第二百六十一条 宮崎県行政機関設置条例第六条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市霧島一丁目一番地二	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯郡
宮崎県都城児童相談所	都城市年見町一四号一番地一	都城市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
宮崎県延岡児童相談所	延岡市大貫町一丁目一、八四五番地	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

(所掌事務)

第二百六十二条 児童相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- 一 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。
- 二 要保護児童及びその保護者又は妊産婦の措置に関すること。
- 四 児童及びその家庭に関する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。
- 五 調査又は判定に基づき児童及びその保護者の指導に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。
- 七 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること。
- 八 市町村が行う介護給付等の支給決定等に対する技術的事項に

ついての協力その他必要な援助に関すること。

(内部組織)

第二百六十二条 児童相談所に次の課を置く。

総務課

こども福祉課

(分掌事務)

第二百六十二条の一 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 庶務一般に関すること。

一 一 児童の福祉に関すること。

二 二 こども福祉課の主管に属さないこと。

こども福祉課

一 児童及び妊産婦の福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。

一 一 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。

二 二 要保護児童及びその保護者又は妊産婦の措置に関すること。

四 四 児童及びその家庭に関する必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。

五 五 調査又は判定に基づき児童及びその保護者の指導に関すること。

六 六 児童の一時保護に関すること。

七 七 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること。

第二十六節 みやざき学園 (児童自立支援施設)

(設置)

第二百六十二条の三 児童福祉法第四十四条の規定に基づき、児童の指導及び自立支援等を行うため、みやざき学園を置く。

(名称及び位置)

第二百六十二条の四 みやざき学園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立みやざき学園	都城市丸谷町三八八番地

(所掌事務)

第二百六十二条の五 みやざき学園の所掌事務は、次のとおりとする。

一 児童の生活指導に関すること。

一 一 児童の学業指導及び職業指導に関すること。

第二十七節 県立産院 (助産施設)

(設置)

第二百六十二条の六 児童福祉法第三十六条の規定に基づき、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を人所させて、助産を受けさせるため、県立産院を置く。

(名称及び位置)

第二百六十二条の七 県立産院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立宮崎産院	宮崎市北高松町五番三〇号 (県立宮崎病院内)
県立日南産院	日南市木山一丁目九番五号 (県立日南病院内)
県立延岡産院	延岡市新小路二丁目一番一〇号 (県立延岡病院内)

(所掌事務)

第百六十三条の八 県立産院の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 分娩の介助に関すること。
- 二 分娩前後の処置及び看護に関すること。
- 三 妊産婦の健康診断及び治療に関すること。
- 四 助産に関し必要な保護及び指導に関すること。

第二十七節の二 林業技術センター

(設置)

第百六十四条 林業に関する試験研究、研修及び指導を行うため、林業技術センターを置く。

(名称及び位置)

第百六十四条の二 林業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県林業技術センタ ー	東臼杵郡美郷町西郷区田代字内野々 一、五六二番地の一

(所掌事務)

第百六十四条の三 林業技術センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 林業に関する試験研究に関すること。
- 二 林業に関する知識及び技術の研修に関すること。
- 三 林業普及指導事業に関すること。

(内部組織)

第百六十四条の四 林業技術センターに次の課及び部を置く。

- 管理研修課
- 育林環境部
- 特用林産部

(分掌事務)

第百六十四条の五 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理研修課

- 一 庶務一般に関すること。
- 二 センターの総合運営に関すること。
- 三 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- 四 ふれあい体験の森、森林植物園等の維持管理に関すること。
- 五 林業に関する研修の立案及び実施に関すること。
- 六 林業に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- 七 林業に関する調査及び広報に関すること。
- 八 林業相談に関すること。
- 九 林業機械に関すること。
- 十 展示施設の造成及び保護管理に関すること。
- 十一 他部の主管に属さないこと。

育林環境部

- 一 育林及び造林技術の試験研究に関すること。
- 二 低コスト林業の研究に関すること。
- 三 複層林の管理技術に関すること。
- 四 林木の育種及び育苗の試験研究に関すること。
- 五 林木の生理及び生態の試験研究に関すること。
- 六 森林土壌の試験研究に関すること。
- 七 林業経営の調査研究に関すること。
- 八 林業労働の動向調査研究に関すること。
- 九 木材及び特用林産物の流通の調査研究に関すること。
- 十 病虫害獣等の防除の試験研究に関すること。
- 十一 病虫害の発生予測の調査研究に関すること。
- 十二 森林機能その他環境保全のための試験研究に関すること。

特用林産部

- 一 しいたけその他の食用菌類の試験研究に関すること。
- 二 しいたけ栽培技術の研究開発に関すること。
- 三 竹類、山菜類その他の林床作目に関すること。
- 四 木竹材の炭化の試験研究に関すること。
- 五 林床、寄生植物等の組織培養、細胞融合等の研究に関すること。
- 六 樹木、林床植物等の遺伝子保存の試験研究に関すること。

第二十七節の三 木材利用技術センター

(設置)

第百六十四条の六 木材利用に関する試験研究及び研修並びに木材利用技術の指導、相談及び普及を行うため、木材利用技術センターを置く。

(名称及び位置)

第百六十四条の七 木材利用技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県木材利用技術セ ンター	都城市花織町二二号二番

(所掌事務)

第百六十四条の八 木材利用技術センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 木材利用に関する試験研究に関すること。
- 二 木材利用に関する知識及び技術の研修に関すること。
- 三 木材利用技術の指導及び相談に関すること。
- 四 木材利用技術の情報提供及び普及に関すること。

(内部組織)

第百六十四条の九 木材利用技術センターに次の課及び部を置く。

- 企画管理課
- 材料開発部
- 木材加工部
- 構法開発部

(分掌事務)

第百六十四条の十 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理課

- 一 庶務一般に関すること。
- 二 センターの総合運営に関すること。
- 三 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- 四 センター内の連絡調整に関すること。
- 五 試験研究資料の収集及び整理に関すること。
- 六 広報及び木材利用の技術相談に関すること。
- 七 試験研究の総合的企画調整及び評価に関すること。
- 八 他部の主管に属さないこと。

材料開発部

- 一 木材の材質に関する試験研究及び指導に関すること。
- 二 木材の物理的、化学的、力学的な特質に関する試験研究及び指導に関すること。
- 三 木材に関するデータの収集に関すること。

木材加工部

- 一 木材の高度乾燥技術に関する試験研究及び指導に関すること。
- 二 木材の高次加工部材の開発に関する試験研究及び指導に関すること。

三 低質木材資源の有効利用に関する試験研究及び指導に関すること。

構法開発部

- 一 木造建築物の新構法の開発に関する試験研究及び指導に關すること。
- 二 木造建築物の耐震性、居住性、耐久性等に関する試験研究及び指導に關すること。
- 三 木造建築物の低コスト建築システムの開発に関する試験研究及び指導に關すること。

第三十節を次のように改める。

第三十節 削除

第七十一条から第七十五条まで 削除

第三十一節を次のように改める。

第三十一節 削除

第七十六条及び第七十七条 削除

第七十八条中「公の施設に関する条例第二条の規定により設置された」を削り、「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条を第七十八条の二とし、第三章第三十二節中同条の前に次の一条を加える。

(設置)

第七十八条 鉱工業に関する試験研究並びに鉱工業技術の指導及び普及を行うため、工業技術センターを置く。

第八十二条中「公の施設に関する条例第二条の規定により設置された」を削り、「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条を第八十二条の二とし、第三章第三十三節中同条の前に次の一条を加える。

(設置)

第八十二条 食品工業に関する試験研究並びに食品工業技術の指導及び普及を行うため、食品開発センターを置く。

第八十六条中「公の施設に関する条例第二条の規定により設置された」を削り、「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条を第八十六条の二とし、第三章第三十四節中同条の前に次の一条を加える。

(設置)

第八十六条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)

第十六条第一項の規定に基づき、普通職業訓練を行うため、産業技術専門学校を置く。

第九十条に次の三号を加える。

- 十一 農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及に關すること。
- 十二 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報提供に關すること。
- 十三 新規就農を促進するための情報提供、相談その他の活動に關すること。

第九十一条第一項の表に次のように加える。

普及企画課

農業経営課

第九十一条第二項の表に次のように加える。

普及企画課

農業経営課

第九十二条の表に次のように加える。

普及企画課

- 一 地域農業改良普及センター内の県有財産及び機械器具の管理に關すること。

- 一 農業に関する普及指導の企画及び総合調整に關すること。
- 三 農業経営の指導に關すること。
- 四 農山漁村生活の改善に關すること。
- 五 農業に関する研修に關すること。
- 六 農業の担い手育成に關すること。
- 七 農業情報の収集、整理及び提供に關すること。
- 八 普及協力委員に關すること。

農業経営課

- 一 作物及び工芸作物の技術及び経営指導に關すること。
- 二 畜産及び飼料作物の技術及び経営指導に關すること。
- 三 野菜の技術及び経営指導に關すること。
- 四 果樹、花き及び養蚕の技術及び経営指導に關すること。

第九十三条中「規定により、」の下に「児湯農林振興局及び」を加え、同条の表東臼杵農林振興局諸探駐在所の項の前に次のように加える。

児湯農林振興局西米良駐在所	児湯郡西米良村大字村所一〇五番地の九	児湯郡西米良村 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木平、丸野及び城(森林土木工事に關する事務に限る。)
---------------	--------------------	---

第九十三条の表東臼杵農林振興局椎葉駐在所の項所管区域の欄中「東臼杵郡椎葉村」の下に「(児湯農林振興局西米良駐在所の所管に屬する区域を除く。)」を加える。

第三十六節の二を削る。

第三十七節を次のように改める。

第三十七節 農業大学校

(設置)

第九十九条 優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、農業大学校を置く。

(名称及び位置)

第一百条 農業大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立農業大学校	児湯郡高鍋町大字持田字儀橋五、七三三番地

(所掌事務)

第一百一条 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成に關すること。
- 二 農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修に關すること。

(内部組織)

第一百二条 農業大学校に、総務課、農学部及び農業総合研修センターを置く。

(分掌事務)

第一百二条の二 前条第一項に規定する総務課、農学部及び農業総合研修センターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務一般に關すること。
- 二 校務の総合調整に關すること。
- 三 県有財産及び機械器具の管理に關すること。
- 四 給食に關すること。
- 五 学生に關する一般事務に關すること。

- 六 学生の保健衛生に関すること。
- 七 農学部及び農業総合研修センターの主管に属さないこと。

農学部

- 一 部に属する教育に関すること。
- 二 部に属する生活指導に関すること。
- 三 農場の経営計画及び管理に関すること。
- 四 生産教育実習施設の運営に関すること。
- 五 部に属する農業の調査研究に関すること。

農業総合研修センター

- 一 農業総合研修センターに属する研修に関すること。
- 二 農業機械士の認定試験に関すること。
- 三 農業及び生活の展示に関すること。
- 四 農業科学公園に関すること。

第二百二十二条中「及び公の施設に関する条例第二条」を削る。

第二百二十四条中「公の施設に関する条例第二条の規定により設置された」を削り、「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条を第二百二十四条の二とし、第三章第四十四節中同条の前に次の一条を加える。

(設置)

第二百二十四条 優れた漁業就業者の養成並びに漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、高等水産研修所を置く。

第二百二十八条中「公の施設に関する条例第二条の規定により設置された」を削り、「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条を第二百二十八条の二とし、第三章第四十六節中同条の前に次の一条を加える。

(設置)

第二百二十八条 水産業の試験研究及び技術指導を行うため、水産試験場を置く。

第二百四十一条中「公の施設に関する条例第二条の規定により設置された」を削り、「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条を第二百四十一条の二とし、第三章第四十九節中同条の前に次の一条を加える。

(設置)

第二百四十一条 建設技術者の基礎的訓練並びに建設技術者等に対する知識及び技能の修得並びに品質管理に関する現地適応試験を行うため、建設技術センターを置く。

第二百五十条第三項の表宮崎県北部港湾事務所延岡駐在所の項を削る。

第三章に次の一節を加える。

第五十三節 東九州自動車道用地事務所

(設置)

第二百五十五条の二 東九州自動車道に係る用地事務を行うため、東九州自動車道用地事務所を置く。

(名称及び位置)

第二百五十五条の三 東九州自動車道用地事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県東九州自動車道用地事務所	延岡市新浜町二丁目八、九三五番地九

(所掌事務)

第二百五十五条の四 東九州自動車道用地事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 東九州自動車道に係る用地事務に関すること。

(内部組織)

第二百五十五条の五 東九州自動車道用地事務所に支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県東九州自動車道用地事務所宮崎支所	宮崎市大字島之内一、〇八七

(分掌事務)

第二百五十五条の六 東九州自動車道用地事務所宮崎支所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 東九州自動車道に係る用地事務に関すること(都農町心見川以南に係るものに限る。)

第二百六十二条の表宮崎県総合計画審議会の項から宮崎県職業能力開発審議会までの項を次のように改める。

宮崎県総合計画審議会	宮崎県総合計画審議会条例(平成十八年宮崎県条例第一号)第二条第一項の規定による県の総合的な計画の策定及びその推進に関する事項を調査審議する事務	県民政策部 総合政策課
宮崎県開発事業特別資金審議会	石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例(昭和三十四年宮崎県条例第二号)第七条の規定による宮崎県開発事業特別資金の使用に関する重要な事項を審議する事務	県民政策部 総合政策課
宮崎県国土利用計画審議会	国土利用計画法第三十八条第一項の規定による県の区域における国土利用計画及び土地利用基本計画に係る意見の答申並びに県の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関する重要事項の調査審議に関する事務	県民政策部 総合政策課
宮崎県土地利用審査会	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による規制区域の指定が相当であることの確認、一定の土地取引に係る許可又は中止勧告に際しての意見の答申、審査請求についての裁決その他その権限に属する事項の処理に関する事務	県民政策部 総合政策課
宮崎県統計審議会	県指定統計条例(昭和三十二年宮崎県条例第二十六号)第二条の規定による県指定統計の指定に関する事項を調査審議する事務	県民政策部 統計調査課
宮崎県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第十号)第十八条第二項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県内における陸上交通の安全に関する総合的施策の実施に関する関係行政機関の連絡調整等に関する事務	県民政策部 生活・協働 男女参画課
宮崎県消費生活対策審議会	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和三十四年宮崎県条例第八号)第三十一条第一項の規定による消費生活の安定及び向上に関する重要な事項の審議及び同条第	県民政策部 生活・協働 男女参画課

	一項の規定による商品等について事業者が守るべき基準の設定等に係る意見の答申に関する事務			公務災害補償等審査会	の審議に関する事務 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十八条の規定による実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服の審査に関する事務	総務部人事課
宮崎県消費生活苦情処理委員会	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第三十三条第一項の規定による消費生活に関する苦情についての調停及び訴訟の費用に充てる資金の貸付けについての審議に関する事務	県民政策部生活・協働課 ・男女参画課		宮崎県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)により、その権限に属せられた事項の処理に関する事務	総務部行政経営課
宮崎県男女共同参画審議会	宮崎県男女共同参画推進条例(平成十五年宮崎県条例第九号)第二十条第一項の規定による男女共同参画計画の策定又は変更に関すること等の調査審議及び同条第二項の規定による県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について知事に意見を述べる事務	県民政策部生活・協働課 ・男女参画課		宮崎県固定資産評価審査委員会	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第四百十九条第一項の規定による固定資産の評価等に関する勸告並びにその他固定資産の評価に関する事務	総務部市町村課
宮崎県私立学校審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第九条第二項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設置等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	県民政策部文化文教・国際課		宮崎県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第三項の規定により県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成又は変更するに当たり意見を述べる事務及び同法第六十条第二項の規定による自主的な市町村の合併の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	総務部市町村課
宮崎県公文書開示審査会	宮崎県情報公開条例(平成十一年宮崎県条例第三十六号)第十九条第一項の規定による公文書の一部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定に対する不服申立てについての審議に関する事務及び同条第二項の規定による情報公開の運営に関する重要事項について意見を述べる事務	総務部総務課		宮崎県防災会議	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第二項の規定による県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	総務部危機管理局危機管理課
宮崎県個人情報保護審議会	宮崎県個人情報保護条例(平成十四年宮崎県条例第四十一号)第四十六条第一項第一号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第二号の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについての審議に関する事務並びに同項第三号の規定による住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九第二項に規定する事項について調査審議し、及び知事に建議する事務並びに宮崎県個人情報保護条例第四十六条第二項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項について意見を述べる事務	総務部総務課		宮崎県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十七条第二項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、及びその事項に関し知事に意見を述べる事務	総務部危機管理局危機管理課
宮崎県別特職報酬等審議会	宮崎県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年宮崎県条例第四十四号)第二条の規定による議員報酬等の額	総務部人事課		宮崎県社会福祉審議会	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項及び第二項並びに宮崎県社会福祉審議会条例(平成十二年宮崎県条例第十三号)第三条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政庁に対する意見の具申等に関する事務	福祉保健部福祉保健課
				保健所連	地域保健法(昭和二十二年法律第百	福祉保健部

宮崎協議会	一号) 第十一条の規定による保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務	福祉保健課	審査に関する事務	
宮崎県医療審議会	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の二第一項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項その他同法の規定によりその権限に属する事項の調査審議に関する事務	福祉保健部 医療業務課	宮崎県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)に基づき市町村が行った介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務
宮崎県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	福祉保健部 医療業務課	宮崎県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条の規定による精神病院に入院中の者についての入院の必要性等の審査に関する事務
宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の八第四項(同法第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	福祉保健部 医療業務課	宮崎県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二十七条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務
宮崎県薬事審議会	薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第三条第一項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	福祉保健部 医療業務課	宮崎県ふぐ処理師試験委員	ふぐ取扱条例(昭和三十三年宮崎県条例第二十九号)第十二条の規定によるふぐ処理師試験に関する事項を審議する事務
宮崎県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十二号)第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	福祉保健部 国保・援護課	宮崎県生活衛生適正化審査会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十一年法律第五百六十四号)第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第四項の規定による同法の施行に関する事項についての関係各行政機関等に対する建議に関する事務
宮崎県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二百一十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	福祉保健部 国保・援護課	感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第二十四条第一項の規定による感染症に関する必要な事項の審議に関する事務
宮崎県介護保険審査会	介護保険法(平成九年法律第一百一十三号)第八十三条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に対する不服の	福祉保健部 長寿介護課	宮崎県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)第二条第二項の規定による県における青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、樹立された総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることに関する事務並びに同条第二項の規定による知事及び県内関係行政機関に対して意見を述べる事務
			宮崎県青少年健全育成審査会	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例第十三条第二項の規定により知事が規則で定める写真又は図画の内容に係る意見の答申並びに同条例第二十五条第一項の規定による青少年健全育成推進地区の指定等に係る調査審議及び同条第二項の規定による青少年に有害な図書類の指

	定等に係る意見の答申に関する事務	
宮崎県環境審議会	環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十二條第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等の事務	環境森林部 環境森林課
宮崎県森林審議会	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び同条第三項の規定による関係行政庁に対する建議に関する事務	環境森林部 環境森林課
宮崎県公害審査会	公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八十八号)第十四條に規定する公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁その他その権限に属する事項の処理に関する事務	環境森林部 環境管理課
宮崎県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)第四十四條の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての知事に対する意見の陳述に関する事務	環境森林部 環境管理課
宮崎県環境影響評価専門委員会	宮崎県環境影響評価条例(平成十二年宮崎県条例第十二号)第三十八條第一項の規定による環境影響評価及び事後調査についての調査審議に関する事務	環境森林部 環境管理課
宮崎県自然環境保全審議会	自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一條第二項の規定による自然環境の保全に関する重要事項、鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する事項並びに温泉及びこれに関する行政に関する事項の調査審議に関する事務	環境森林部 自然環境課
宮崎県大規模小売店舗立地審議会	宮崎県大規模小売店舗立地審議会条例(平成十二年宮崎県条例第二十三号)第二條の規定による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について調査審議し、及びその事項に関し知事に意見を述べる事務	商工観光労働部 商業支援課
宮崎県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十一條第一項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する事務	商工観光労働部 労働政策課
宮崎県観光審議会	宮崎県観光審議会条例(昭和五十七年宮崎県条例第十五号)第二條の規定による観光の振興を図るための基本的な計画、観光の開発の推進、観光思想の普及、観光客の誘致その他観光の振興に係る重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項	商工観光労働部 観光交流推進課

	て調査審議し、並びにこれらの事項に関し知事に意見を述べる事務																																						
	第二百六十三條第一項中「部等」を「部」に改め、「(総合政策本部にあつては、本部長)」を削り、同条第二項中「(本部長を含む。以下同じ。)」を削り、「部等」を「部」に改め、同条第四項中「部等」を「部」に改め、同条中第九号を第十三号とし、第八項を第十二項とし、同項の前に次の二項を加える。																																						
	10 課内室に室長を置く。																																						
	11 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理する。																																						
	第二百六十三條中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。																																						
	6 局に局長を置く。																																						
	7 局長は、上司の命を受けて、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。																																						
	第二百六十四條第一項中「前條第九項」を「前條第十二項」に改める。																																						
	第二百六十五條の表を次のように改める。																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県民政策部</td> <td>広報企画監</td> <td>上司の命を受けて、広報及び広聴の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>交通・地域安全対策監</td> <td>上司の命を受けて、交通安全対策及び安全で安心なまよつくりの総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>業務対策監</td> <td>上司の命を受けて、業務対策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境森林部</td> <td>計画指導監</td> <td>上司の命を受けて、地域森林計画の推進及び林業普及指導事業の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>木材流通対策監</td> <td>上司の命を受けて、木材の流通及び販路拡大対策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工観光労働部</td> <td>地域雇用対策監</td> <td>上司の命を受けて、地域雇用対策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>農水産物ブランド対策監</td> <td>上司の命を受けて、農水産物ブランド対策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>担い手対策監</td> <td>上司の命を受けて、農業の担い手及び新規就農対策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>農業改良対策監</td> <td>上司の命を受けて、農業改良普及活動の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>消費安全企画監</td> <td>上司の命を受けて、農水産物の安全性の確保に関する施策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>家畜防疫対策監</td> <td>上司の命を受けて、家畜防疫対策の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国営事業対策監</td> <td>上司の命を受けて、国営及び国営関連土地改良事業の総合調整に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁業調整監</td> <td>上司の命を受けて、漁獲可能量制</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	県民政策部	広報企画監	上司の命を受けて、広報及び広聴の総合調整に関する事務を掌理する。	交通・地域安全対策監	上司の命を受けて、交通安全対策及び安全で安心なまよつくりの総合調整に関する事務を掌理する。	福祉保健部	業務対策監	上司の命を受けて、業務対策の総合調整に関する事務を掌理する。	環境森林部	計画指導監	上司の命を受けて、地域森林計画の推進及び林業普及指導事業の総合調整に関する事務を掌理する。	木材流通対策監	上司の命を受けて、木材の流通及び販路拡大対策の総合調整に関する事務を掌理する。	商工観光労働部	地域雇用対策監	上司の命を受けて、地域雇用対策の総合調整に関する事務を掌理する。	農水産物ブランド対策監	上司の命を受けて、農水産物ブランド対策の総合調整に関する事務を掌理する。		担い手対策監	上司の命を受けて、農業の担い手及び新規就農対策の総合調整に関する事務を掌理する。	農業改良対策監	上司の命を受けて、農業改良普及活動の総合調整に関する事務を掌理する。		消費安全企画監	上司の命を受けて、農水産物の安全性の確保に関する施策の総合調整に関する事務を掌理する。	家畜防疫対策監	上司の命を受けて、家畜防疫対策の総合調整に関する事務を掌理する。		国営事業対策監	上司の命を受けて、国営及び国営関連土地改良事業の総合調整に関する事務を掌理する。		漁業調整監	上司の命を受けて、漁獲可能量制	
組織	職	職務																																					
県民政策部	広報企画監	上司の命を受けて、広報及び広聴の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	交通・地域安全対策監	上司の命を受けて、交通安全対策及び安全で安心なまよつくりの総合調整に関する事務を掌理する。																																					
福祉保健部	業務対策監	上司の命を受けて、業務対策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
環境森林部	計画指導監	上司の命を受けて、地域森林計画の推進及び林業普及指導事業の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	木材流通対策監	上司の命を受けて、木材の流通及び販路拡大対策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
商工観光労働部	地域雇用対策監	上司の命を受けて、地域雇用対策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	農水産物ブランド対策監	上司の命を受けて、農水産物ブランド対策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	担い手対策監	上司の命を受けて、農業の担い手及び新規就農対策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	農業改良対策監	上司の命を受けて、農業改良普及活動の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	消費安全企画監	上司の命を受けて、農水産物の安全性の確保に関する施策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	家畜防疫対策監	上司の命を受けて、家畜防疫対策の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	国営事業対策監	上司の命を受けて、国営及び国営関連土地改良事業の総合調整に関する事務を掌理する。																																					
	漁業調整監	上司の命を受けて、漁獲可能量制																																					

県土整備部	漁港整備対策監	上司の命を受けて、漁港及び漁村の環境整備並びに海岸保全対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	ダム対策監	上司の命を受けて、ダム事業の総合調整に関する事務を掌理する。
	空港・ポータルセールス対策監	上司の命を受けて、空港整備対策及び港湾の利用促進対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	施設保全対策監	上司の命を受けて、具有施設の保全対策の総合調整に関する事務を掌理する。
環境森林部、農政水産部及び県土整備部	工事検査監	上司の命を受けて、工事検査に従事し、工事検査専門員の事務を整理する。
	工事検査専門員	上司の命を受けて、工事検査に従事する。

第二百六十六条第二項の表部等の項中「部等」を「部」に改め、同表会計管理局の項の次に次のように加える。

局	局次長	局長を補佐する。
---	-----	----------

第二百六十六条第二項の表課の項中

主幹	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
----	------------------------

主幹	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。

に改める。

第二百七十一条の表東京事務所の項から商工労政事務所の項までを次のように改める。

東京事務所	所長 次長(三人) 課長
大阪事務所	所長 次長 課長
福岡事務所	所長 次長 課長
消費生活センター	所長 副所長 支所長
県税・総務事務所	所長 次長(二人。宮崎県税・総務事務所に限る。) 課長
自治学院	院長 副院長 教務主幹 教務主任 講師
西臼杵支庁	支庁長 次長(三人) 農業改良普及センター所長 課長
消防学校	校長 教頭 総務主幹 教務主幹 教務主任 教官
福祉子どもセンター	所長 副所長 課長
福祉事務所	所長 課長
保健所	所長 次長(中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、二人) 課長
衛生環境研究所	所長 副所長 食品衛生検査管理監 課長

看護大学	部長 副部長 主任 学長 副学長 学生部長 附属図書館長 教授 准教授 講師 助教 助手 事務局 長 課長
身体障害者相談センター	所長 副所長 主任
子ども療育センター	所長 事務長 課長 総看護師長 看護師長 副看護師長
精神保健福祉センター	所長 副所長 主任
食肉衛生検査所	所長 副所長 衛生管理指導主幹 主任
女性相談所	所長 主任
きりしま寮	寮長
児童相談所	所長 課長
林業技術センター	所長 副所長 課長 部長 副部長
木材利用技術センター	所長 副所長 課長 部長 副部長
計量検定所	所長 主任

第二百七十一条の表農林振興局の項を次のように改める。

農林振興局	局長 次長(三人。ただし、東臼杵農林振興局は五人) 農業改良普及センター所長 課長 駐在所長 主任(駐在所に限る。)
-------	--

第二百七十一条の表農業大学校の項中「教務主幹 助教」を「准教授」に改め、同表地域農業改良普及センターの項を削り、同表に次のように加える。

東九州自動車道用地事務所	所長 副所長 支所長
--------------	------------

第二百七十二条の表所長、院長、支庁長、校長、寮長、園長、学長、場長、局長及び館長の項中「、局長及び館長」を「及び局長」に改め、同表副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長、副学長、副場長及び副館長の項中「、副場長及び副館長」を「及び副場長」に、「、局長又は館長」を「又は局長」に、「、副場長又は副館長」を「又は副場長」に改め、同表食品衛生管理監の項の次に次のように加える。

農業改良普及センター所長	上司の命を受けて、農業改良普及活動に関する事務を掌理する。
--------------	-------------------------------

第二百七十二条の表教務主幹の項中「、消防学校及び農業大学校」を「及び消防学校」に改め、同表准教授の項を次のように改める。

准教授	看護大学にあつては、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 農業大学校にあつては、上司の命を受けて、教務の事務を処理する。
-----	---

第二百七十二条の表助教の項を削り、同表に次のように加える。

副看護師長	看護師長を補佐する。
-------	------------

第二百七十三条の見出しを「(副参事等)」に改め、同条の表主幹の項の前に次のように加える。

副参事	上司の命を受けて、所属の特定の事務を掌理する。
-----	-------------------------

第二百七十五条の表主任看護師の項を削る。

第二百七十六条中「、必要に応じ」を削り、同条の表中「(みやざき丸に限る。)」を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

総合政策本部総合政策課	県民政策部総合政策課
総合政策本部秘書広報課	県民政策部秘書広報課
総合政策本部統計調査課	県民政策部統計調査課
総務部危機管理局危機管理室	総務部危機管理局危機管理課
総務部危機管理局消防保安室	総務部危機管理局消防保安課
地域生活部人権同和対策課	県民政策部人権同和対策課
地域生活部市町村課	総務部市町村課
地域生活部地域振興課	県民政策部総合政策課中山間・地域対策室
地域生活部総合交通課	県民政策部総合交通課
地域生活部情報政策課	県民政策部情報政策課
地域生活部国際政策課	県民政策部文化文教・国際課
地域生活部市町村合併支援室	総務部市町村課市町村合併支援室
福祉保健部高齢者対策課	福祉保健部長寿介護課
商工観光労働部新産業支援課	商工観光労働部工業支援課
商工観光労働部地域産業振興課	商工観光労働部商業支援課
商工観光労働部観光・リゾート課	商工観光労働部観光交流局観光推進課
県土整備部技術検査課	県土整備部技術企画課
宮崎県税事務所	宮崎県税・総務事務所
日南県税事務所	日南県税・総務事務所
都城県税事務所	都城県税・総務事務所
小林県税事務所	小林県税・総務事務所
高鍋県税事務所	高鍋県税・総務事務所
日向県税事務所	日向県税・総務事務所
延岡県税事務所	延岡県税・総務事務所
中央福祉相談センター	中央福祉子どもセンター
北・西諸県福祉事務所	南部福祉子どもセンター
東臼杵福祉事務所	北部福祉子どもセンター
日南商工労政事務所	日南県税・総務事務所
都城商工労政事務所	都城県税・総務事務所
延岡商工労政事務所	延岡県税・総務事務所
中部農業改良普及センター	中部農林振興局
南那珂農業改良普及センター	南那珂農林振興局
北諸県農業改良普及センター	北諸県農林振興局
西諸県農業改良普及センター	西諸県農林振興局
児湯農業改良普及センター	児湯農林振興局
東臼杵南部農業改良普及センター	東臼杵農林振興局
東臼杵北部農業改良普及センター	東臼杵農林振興局
西臼杵農業改良普及センター	西臼杵支庁
北部港湾事務所延岡駐在所	北部港湾事務所

- (知事の職務代理に関する規則の一部改正)
- 3 知事の職務代理に関する規則（昭和三十年宮崎県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「総合政策本部長」を「県民政策部長」に改める。

- 第三条中「宮崎県部等設置条例」を「宮崎県部設置条例」に、「部等（総合政策本部）」を「部（県民政策部）」に、「部等の」を「部の」に改める。
(宮崎県開発事業特別資金審議会規則の一部改正)
- 4 宮崎県開発事業特別資金審議会規則（昭和二十四年宮崎県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。
第三条中「総合政策本部総合政策課」を「県民政策部総合政策課」に改める。
(公有財産取扱い規則の一部改正)
- 5 公有財産取扱い規則（昭和二十九年宮崎県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「宮崎県部等設置条例」を「宮崎県部設置条例」に、「部等及び」を「部及び」に改め、同条第五号ア中「課」を「局（危機管理局、子ども政策局及び観光交流推進局を除く。）及び課」に改め、同号中イを削り、ウをイとする。
(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)
- 6 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十九年宮崎県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。
別表備考3中「~~証書事務所~~」を「~~証書いびせセンター~~」に改める。
(宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
- 7 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年宮崎県規則第三十号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「県の福祉事務所」を「福祉子どもセンター、県の福祉事務所」に、「福祉事務所等」を「福祉子どもセンター等」に改め、同条第三項中「福祉事務所等」を「福祉子どもセンター等」に改める。
別記様式第七号の二中「~~福祉事務所~~ 宮崎県西臼杵支庁長」を「~~証書事務所~~ 証書いびせセンター所長」に改める。
(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部改正)
- 8 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則（昭和五十三年宮崎県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「西臼杵支庁 証書事務所」を「西臼杵支庁 証書いびせセンター所長」に改める。
別記様式第七号及び別記様式第八号中「西臼杵支庁長 証書事務所長」を「西臼杵支庁長 証書いびせセンター所長」に改める。
別記様式第九号中「西臼杵支庁長 証書事務所長」を「西臼杵支庁長 証書子どもセンター所長」に改める。
(宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭

- 和五十四年宮崎県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二十五条中「地域生活部生活・文化課」を「県民政策部生活・協働・男女参画課」に改める。
(生活保護法施行細則の一部改正)
- 10 生活保護法施行細則(昭和五十七年宮崎県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「福祉事務所及び」を「福祉子どもセンター、福祉事務所及び」に改める。
(行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則の一部改正)
- 11 行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則(昭和六十二年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第四条中「福祉事務所」を「福祉子どもセンター、福祉事務所」に改める。
(宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 12 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年宮崎県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
第三条中「生活環境部生活環境課」を「県民政策部生活・協働・男女参画課」に改める。
第九条中「地域生活部生活・文化課」を「県民政策部生活・協働・男女参画課」に改める。
(宮崎県介護保険審査会規則の一部改正)
- 13 宮崎県介護保険審査会規則(平成十一年宮崎県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
第三条中「高齢者対策課」を「長寿介護課」に改める。